

	<h2>投票用紙の誤交付について</h2>
と き	4月23日（日）発表
<p>令和5年4月23日執行の練馬区議会議員選挙において、区外へ転出したため、当該選挙の選挙権を有しない者に対して、誤って投票用紙を交付し、投票させる事案が発生しました。</p> <p>選挙の当日に選挙権を有しない者の投票として無効な投票ですが、すでに投票箱へ投票されていて特定できないことから、有効投票として取り扱いました。</p> <p>誤交付が発生したことを深くお詫びいたします。事故の発生を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。</p>	

【事故の経過と原因】

令和5年4月23日（日）午後5時40分頃、区から送付された「選挙のお知らせ」を持参した選挙人が、投票所へ投票に訪れました。

令和4年の区長選挙・区議会議員補欠選挙の際にも同様の事故があり、再発防止のため、投票受付用のパソコン画面上に、投票できない場合はその旨をポップアップ表示したうえで、画面が点滅する仕様へ変更しておりました。投票所庶務職員がその内容を確認することとしましたが、受付職員がその表示がされたにもかかわらず、その場で投票所庶務職員を呼ばず、お知らせの内容のみで本人確認をし、確認済みとして投票用紙を交付しました。

その後、受付職員が違和感を感じ、投票所庶務職員を呼び、お知らせを読み込んで確認したところ、既に転出しており、投票できない方であることが判明しましたが、該当の選挙人は既に投票を済ませておりました。

事務マニュアルでは、交付の際のパソコンの投票システムの取扱いについて、注意点を記載していましたが、マニュアルどおりに確認しなかったことが原因です。

【再発防止に向けて】

- ・今回の事例に従事予定者の研修等にて注意喚起をし、事務マニュアルの徹底を図る。
- ・投票システムの操作等の研修を改めて実施することで、職員の意識を高め、再発防止を図る。

厳正・公正な選挙事務の執行が義務付けられているにもかかわらず、誤交付により、区民の皆様
の信頼を損ねる事故を引き起こしたことを深くお詫びいたします。真に申し訳ございません。

【問い合わせ】

練馬区選挙管理委員会事務局

電話 03-5984-1399